

用語の説明

本書における用語の意義については、次のとおりです。

- 少年 …… 20歳未満の者をいう。
- 犯罪少年 …… 罪を犯した少年をいう(少年法第3条第1項第1号)。
- 触法少年 …… 14歳に満たないで刑罰法令に触れる行為をした少年をいう(少年法第3条第1項第2号)。
- 刑法犯少年 …… 刑法犯の罪を犯した犯罪少年で、犯行時及び処理時の年齢がともに14歳以上20歳未満の少年をいう。
- 触法少年(刑法) …… 刑法犯の罪に触れる行為をした触法少年をいう。
- 特別法犯少年 …… 特別法犯の罪を犯した犯罪少年をいい、犯行時の年齢が14歳以上20歳未満の少年をいう。
- 触法少年(特別法) …… 特別法犯の罪に触れる行為をした触法少年をいう。
- ぐ犯少年 …… 保護者の正当な監督に服しない性癖があるなど、一定の事由があつて、その性格又は環境から判断して、将来、罪を犯し、又は刑罰法令に触れる行為をするおそれのある少年をいう(少年法第3条第1項第3号)。
- 非行少年 …… 犯罪少年、触法少年及びぐ犯少年をいう。
- 不良行為少年 …… 非行少年には該当しないが、飲酒、喫煙、深夜はいかいその他自己又は他人の徳性を害する行為をしている少年をいう。
- 検挙人員 …… 警察において検挙した事件の被疑者の数をいう。
- 補導人員 …… 警察で触法少年、ぐ犯少年又は不良行為少年として補導した人員をいう。
- 福祉犯 …… 児童買春・児童ポルノに係る犯罪など、児童の心身に有害な影響を与える犯罪その他少年の福祉を害する犯罪であつて警察庁長官が定めるものをいう。
- 初発型非行 …… 万引き、オートバイ盗、自転車盗及び占有離脱物横領をいう。
- 児童虐待 …… 保護者がその監護する児童(18歳未満の者)に対し、身体的虐待、性的虐待、怠慢又は拒否及び心理的虐待をすることをいう。